

定期検査中の 7 号機における作業員の微量な放射性物質の内部取り込みについて

東京電力株式会社
柏崎刈羽原子力発電所

定期検査中の 7 号機原子炉建屋 4 階オペレーティングフロア（管理区域^{*1}）において、11 月 8 日午後に原子炉压力容器上蓋の取付作業を行っていた 2 名の協力企業作業員が、退域の際に放射性物質の内部取り込みの疑いが確認されたため、同作業に従事していた作業員（当該作業員 2 名を含めた計 6 名）に対してホールボディカウンタ（WBC^{*2}）による測定を実施した結果、本日、6 名のうち 5 名の作業員に内部取り込みがあったと確認いたしました。

当該エリア付近で別の作業をしていた作業員（57 名）についても、WBC 測定を実施しましたが、内部取り込みは確認されませんでした。

今回の事象により今後 50 年間で受けると思われる放射線量は、最高値の作業員で約 0.27 ミリシーベルト^{*3}と推定されています。これは胃部レントゲン撮影 1 回分（約 0.6 ミリシーベルト）よりも低く、身体に影響を与えるものではありません。

本事象による外部への放射能の影響はありません。

なお、この 5 名は、原子炉压力容器上蓋のボルト・ナット締め付け装置の不具合が作業中に発生したため、手でナットの仮締め作業を実施しており、締め付け作業により飛散したボルト表面の放射性物質を取り込んだものと推定しておりますが、今後原因を調査したうえで、高汚染物品を扱う作業については、十分な放射線防護処置の検討・実施を行ってまいります。

以上

- * 1：放射線による無用な被ばくを防止するため、また、放射性物質による放射能汚染の拡大防止をはかるため管理を必要とする区域。
- * 2：体内にある放射性物質を体外から測定する放射能測定装置。
- * 3：法令で定める線量限度は、年間 50 ミリシーベルト、かつ 5 年間で 100 ミリシーベルトであり、シーベルトとは放射線が人体に与える影響の度合いを表す単位。

本件は「不適合事象の公表基準」に従い、区分の事象として公表しているものです。
（不適合事象の公表基準：<http://www.tepco.co.jp/nu/kk-np/incomp/images/kijun.pdf>）